

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校と 国立大学法人弘前大学大学院理工学研究科との学術交流に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学大学院理工学研究科（以下「乙」という。）は、教育及び学術研究における協力関係を築き、両機関間の交流を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、教育及び学術研究交流を推進するとともに、人材育成の一層の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関する事。
- (2) 共同研究等の研究協力に関する事。
- (3) 研究施設・設備の相互利用に関する事。
- (4) 研究、技術等の情報交換に関する事。
- (5) シンポジウム等の開催に関する事。
- (6) 地域貢献の相互協力に関する事。
- (7) その他本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、あらかじめ甲及び乙の間で協議の上、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間にいざれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月10日

甲 独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

乙 国立大学法人弘前大学大学院
理工学研究科長

但野茂

宮永崇史

国立大学法人弘前大学大学院理工学研究科と独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校との学術交流に関する協定書

国立大学法人弘前大学大学院理工学研究科（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、教育及び学術研究における協力関係を築き、両機関間の交流を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、教育及び学術研究交流を推進するとともに、人材育成の一層の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) 共同研究等の研究協力に関すること。
- (3) 研究施設・設備の相互利用に関すること。
- (4) 研究、技術等の情報交換に関すること。
- (5) シンポジウム等の開催に関すること。
- (6) 地域貢献の相互協力に関すること。
- (7) その他本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、あらかじめ甲及び乙の間で協議の上、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間にいざれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月10日

甲 国立大学法人弘前大学大学院
理工学研究科長

乙 独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

宮永宗史

但野茂